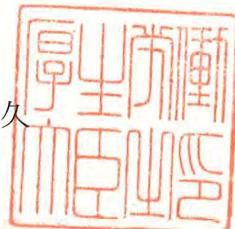


厚生労働省発食安1016第3号
平成25年10月16日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 勝久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種



大

厚生労働省発食安1016第2号
平成25年10月16日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

- ① 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統（スイートコーン）
- ② チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統（スイートコーン）

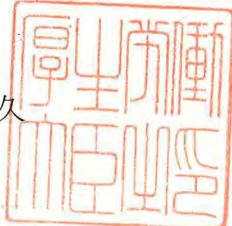




厚生労働省発食安1016第1号
平成25年10月16日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ (DP-073496-4)

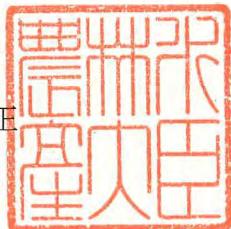




25消安第3330号
平成25年10月16日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品安全委員会 委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正

食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ (DP-073496-4)



食品健康影響評価の審議状況

(平成25年10月18日現在)

区分	要請件数 うち 25年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 25年度分	意見 募集中	審議中
添加物	140	3	0	140	129	8
農薬	902	62	0	902	566	42
うちポジティブリスト関係	419	31	0	419	201	12
うち清涼飲料水	33		0	33	33	0
うち飼料中の残留農薬基準	42		0	42	6	0
動物用医薬品	372	9	0	372	319	29
うちポジティブリスト関係	77	1	0	77	50	2
化学物質・汚染物質	58	2	3	61	55	3
うち清涼飲料水	48	1	0	48	45	2
器具・容器包装	16		0	16	7	0
微生物・ウイルス	7		2	9	8	1
プリオン	19	2	2	21	30	3
かび毒・自然毒等	7	1	2	9	8	2
遺伝子組換え食品等	190	19	0	190	172	20
新開発食品	76	1	1	77	71	0
肥料・飼料等	156	3	0	156	91	19
うちポジティブリスト関係	57	1	0	57	25	7
肥飼料・微生物合同	1(37)		0	1	1(11)	(8)
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1	0
その他	1		1	2	1	0
合計	1,948	102	11	1,959	1,460	127
					22	495

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付で3カ国分、平成24年5月24日付で2カ国分が終了)。
- 5 自ら評価案件「デオキシンバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシンバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
- 6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
- 7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
- 8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
- 10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成25年10月18日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質3物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5% HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5% 注射液、同 5% 注射液、同 10% 注射液)◎印、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)印、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)◎印
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(プロコール200注射液)及び豚の注射剤(プロコール100注射液)◎印
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤印、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)◎印
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)印、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドライ-5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)印、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))印
17/8/15	厚	添加物 アルミニノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。印は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム団、スルファメトキサゾール団、トリメトリム団、セファビリンベンザチン団、セファビリンナトリウム団
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
18/4/24	農	動薬 豚の経口投与剤(インフェック2%散)㊪団
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット)☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆団、スルファメトキサゾール☆団、セファビリン☆団、トリメトリム☆団
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆団
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆団
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)㊪団
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフィソゾール☆団
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆団、スルファジメトキシン☆団、スルファモノメトキシン☆団

3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。団は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊪は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆▣ 1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆ 3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆ 1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム 1
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆> 3
19/8/21	厚	農薬 ブプロフェジン<一部☆> 2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリソ☆▣ 1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆> 2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆> 2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ 2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) ◎▣
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド 1
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリプホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆ 7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆ 4

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。▣は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トビシリソ有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)◎印、トビシリソ印	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動薬 ナナフロシン☆印、ピランテル☆	2
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に

伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。印は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	5
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)■	
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動薬 クロキサシン☆■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆■、β-アポ-8'-カルチジン酸エチルエステル☆■、カルシフェロール☆■、β-カルテン☆■、クエン酸☆■、酒石酸☆■、トウガラシ色素☆■、トコフェロール☆■、乳酸☆<農薬用途もあり>■、マリーゴールド色素☆■、メナジオン☆■、レチノール☆■	12
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシビル☆	2
22/3/18	一	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 フルメキン☆■	1

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印

は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	4
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 ジクロベニル<一部☆>、DCIP☆、酸化フェンブタスズ☆	4
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン	2
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド<一部☆>■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	12
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬 キザロホップエチル☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動薬 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部〈飼〉>、メプレン☆<一部〈飼〉>	6
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、プロシミドン<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	10
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆▣、ゲンタマイシン☆▣、スピラマイシン☆▣、セフロキシム☆▣	4
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスマディファム☆	8
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆	2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル〈飼〉<一部☆>	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。▣は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。▨は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康影響評価の対象	
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■<一部☆>、エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆、マラチオン☆	8
23/3/25	厚	動葉 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	3
23/6/10	厚	農薬 プロピコナゾール■、イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料)■	2
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン<一部☆>■、エポキシコナゾール<一部☆>■、セトキシジム<一部☆>、アシベンゾラル-S-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	16
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/11/18	厚	農薬 フルミオキサジン■、トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセットメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	6
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン<一部☆>■、シハロトリン☆	3
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆■	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メトロニダゾール☆、ロニダゾール☆	9
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。■印は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆>■、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆膚、センデュラマイシン☆膚、バシトラシン☆膚	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆膚	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、カスガマイシン☆、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	6
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。膚は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆肥、サラフロキサシン☆肥、ネオマイシン☆肥	3
24/8/21	厚	飼料添加物 プチルヒドロキシアニソール☆	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
24/9/24	消	特定保健用食品 素肌ウォーター※■	1
24/9/27	厚	添加物 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスペラギナーゼ■	1
24/11/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品) ■、 <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451(pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスクレアーゼ■	2
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロバトリル☆	5
25/1/30	厚	農薬 メペニピリム■、チフェンスルフロンメチル<一部☆>■、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロバトリル☆、プロメトリル☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メトクロプラミド☆	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康影響評価の対象	
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスマチル☆、フルシリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン☆	2
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆、ラサロシド☆	2
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスマチル☆	2
25/4/2	厚	ブリオン アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α -アミラーゼ■	1
25/4/12	厚	ブリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/5/15	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ 68416 系統■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象
25/6/10	農	農薬 γ -BHC☆、クロルプロファム☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆ 5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D☆、ピフルブミド、メタルデヒド、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート■☆、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム ☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆ 18
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■ 1
25/7/17	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ(DP-004114-3)■、除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネット耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネット耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■ 2
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ(DP-004114-3) ■ 1
25/7/17	厚	添加物 ビオチン■ 1
25/8/8	農	農薬 イマザピル、イマザピック、デルタメトリン及びトラロメトリン☆ 3
25/8/20	厚	農薬 イマザピック■、カスガマイシン■、ジメトモルフ■、スピネトラム■、スルホキサフル■、フルジオキソニル■、フルフェナセット■、フロニカミド■、DBEDC☆■、アシュラム☆■、イマザピル<一部☆>■、ノニルフェノールスルホン酸銅<一部☆>■、フルアジホップ<一部☆>■、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リニュロン☆ 21
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 オキソリニック酸■、ジノテフラン■、デルタメトリン及びトラロメトリン<一部☆>■、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆ 5
25/8/20	厚	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 オキシテトラサイクリン■ 1
25/8/20	厚	動物用医薬品 ジクラズリル■、アルベンダゾール☆ 2
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン 1
25/8/20	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アビラマイシン、ナラシン 2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(飼料)■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(食品)■	1
25/8/27	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中の下痢性貝毒に係る規格の設定	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
25/8/27～9/25	動物用医薬品 オルビフロキサシン■★、オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤肥★	3
25/8/27～9/25	薬剤耐性菌 フラボフォスフォリポール※★	1
25/9/3～10/2	農薬 エトキシスルフロン☆、フェノキサスルホン■★、農薬 フルオルイミド<一部☆>■★	4
25/9/3～10/2	飼料添加物及び農薬 エトキシキン☆★	2
25/9/10～10/9	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※★	1
25/10/1～10/30	添加物 β -apo-8'-カルテナール	1
25/10/1～10/30	農薬 トリフルミゾール<一部☆>、フルアジナム☆	3
25/10/1～10/30	薬剤耐性菌 鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤	3
25/10/8～11/6	動物用医薬品 ベダプロフェン☆	1

注1：★の案件についての意見募集は終了している。

注2：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
25/4/1	厚	農薬 フアモキサドン<一部☆>■、フルキサピロキサド■	3
25/4/1	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎ワクチン(ガルエヌテクト S95-IB)■、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パライフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルワイン-6)■、牛伝染性鼻気管炎・牛パライフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)■	4
25/4/1	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン、馬鼻肺炎生ワクチン、牛伝染性鼻気管炎・牛パライフルエンザ混合生ワクチン	3
25/4/1	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■、ARG-No.3 株を利用して生産された L-アルギニン■	2
25/4/8	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統■(飼料)	1
25/4/8	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉の肥料利用について	1
25/4/15	厚	添加物 酢酸カルシウム、酸化カルシウム	2
25/4/15	厚	清涼飲料水関連物質 ジクロロ酢酸、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
25/4/22	厚	農薬 ペンチオピラド■、オキシン銅<一部☆>■、フルメツラム☆、ペンフルフェン■	5
25/4/22	厚	対象外物質 イノシトール■、コバラミン■、チアミン■、ナイアシン■、パントテン酸■、ビオチン■、ピリドキシン■、葉酸■、リボフラビン■	9
25/4/22	農	薬剤耐性菌 センデュラマイシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	2
25/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/5/13	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆■	1
25/5/13	厚・農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パライフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”キャトルワイン-6)■	2
25/5/13	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(我が国の検査対象月齢の引き上げ)	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
25/5/20	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネス	1
25/5/27	厚	添加物 イソプロパノール	1
25/5/27	厚	肥料・飼料等 ジョサマイシン☆	1
25/6/3	厚	農薬 メビンホス☆	1
25/6/3	厚	動物用医薬品 モキシデクチン☆	1
25/6/3	農	動物用医薬品 モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(サイデクチンポアオン)の再審査	1
25/6/17	厚	動物用医薬品 チアムリン☆回	1
25/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40 系統■(食品)	1
25/6/24	厚	対象外物質 コリン回	1
25/6/24	農	薬剤耐性菌 サリノマイシンナトリウム※、ナラシン※	(2)
25/7/1	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について(肥料)	1
25/7/1	厚	動物用医薬品 フルニキシンメグルミン	1
25/7/1	農	動物用医薬品 フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)	1
25/7/1	厚・農	かび毒・自然毒 乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1	2
25/7/1	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40 系統■(飼料)	1
25/7/8	厚	動物用医薬品 アプラマイシン☆回	1
25/7/22	厚	水道により供給される水の水質基準の設定 亜硝酸態窒素	1
25/7/22	農	動物用医薬品 メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)【再審査】■	1
25/7/22	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフオリポール☆回	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関する意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
25/7/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 281 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 3006 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	3
25/7/29	厚	農薬及び添加物 アゾキシストロビン■	2
25/7/29	厚	農薬 グルホシネート■、クロルフェナピル■、シアゾファミド■、ビフェントリン■、メトコナゾール、アセトクロール☆	6
25/7/29	厚・農	農薬 ヘプタクロル☆	2
25/7/29	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェンバレレート☆	2
25/7/29	厚・農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりビプリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュvant加)不活化ワクチン(“京都微研,マリナ-4”)■	2
25/7/30	厚	添加物 アドバンチーム■、ひまわりレシチン■、ポリビニルピロリドン	3
25/8/5	厚	添加物 グルタミルバリルグリシン■	1
25/8/5	厚	農薬 フエンピロキシメート■、プロチオコナゾール■、マンジプロパミド■、ミルベメクチン■、ルフェヌロン■、エトフェンプロックス☆	6
25/8/5	農	農薬 アルドリン及びディルドリン	1
25/8/5	厚	動物用医薬品 プロペタンホス☆	1
25/8/5	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆	2
25/8/19	厚・農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(“京都微研,ピッグワインPRRS2)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン(“京都微研,キャトルワイン-5Hs)■	4
25/8/26	厚	農薬 シアントラニリプロール■、ピリミジフェン☆	2
25/8/26	厚	対象外物質 アザジラクチン☆	1
25/8/26	厚	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
25/8/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール	2
25/8/26	農	動物用医薬品 エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)■	1
25/8/26	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アビラマイシン、ナラシン	2
25/8/26	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統■(食品)	1
25/9/2	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■、LEU-No.3 株を利用して生産された L-ロイシン■、TRP-No.1 株を利用して生産された L-トリプトファン■	3
25/9/2	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)、LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン■	2
25/9/9	農	薬剤耐性菌 アンプロリウム※、エトパベート※、クエン酸モランテル※、ナイカルバジン※	(4)
25/9/9	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆	3
25/9/9	厚・農	動物用医薬品 ピルビン酸メチル及びピルビン酸メチルを有効成分とするふぐ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)■	2
25/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統	1
25/9/30	農	農薬 アセフェート、アルジカルブ、フェンチオン	3
25/9/30	厚	農薬及び動物用医薬品 フルバリネット<一部☆>■	2
25/9/30	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料) ■	1
25/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■	1
25/10/7	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>★	2
25/10/7	厚	動物用医薬品 ブロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高 度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針